

所得の申告相談が始まります

平成27年1月1日現在、市内に住所が有り、次に該当する人が対象となります。

①平成26年中に所得のあった人。また、給与所得者については次に該当する場合に該当となります。

▼勤務先から源泉徴収票を交付されていない

▼勤務先で給与の年末調整をされなかった

▼給与所得の他に農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得など

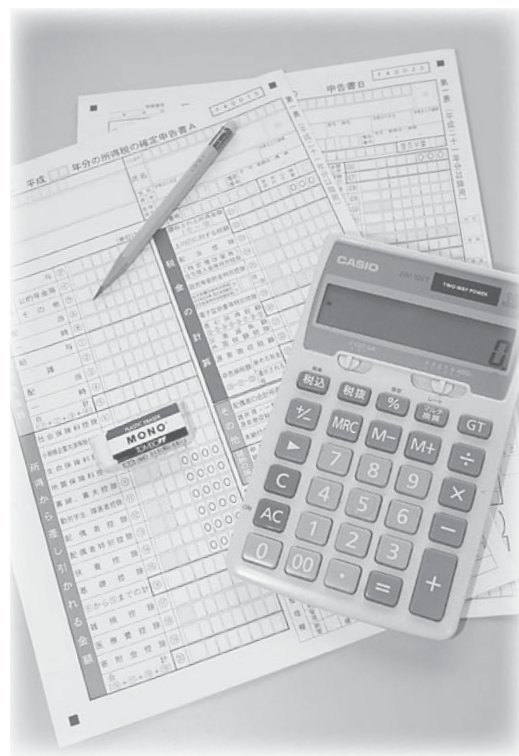
の所得があった

②次のいずれかに該当する場合は、申告書附表を提出することで申告したことになります。

▼収入がまったく無かった(他市町村に家族の扶養になつていないなど)

▼収入が障害年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみ

※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を



記入し、各申告会場または各総合支所市民課に3月16日(月)まで提出してください。

税務署に申告する人(青色申告者、会計事務所依頼する人を含む)や、国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する人は、市役所での申告は必要ありません。

※地域によって申告相談の日が異なります。申告日程は各世帯に配付されている「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

●日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場は日曜日(1日のみ)の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも、午前が8時45分から11時、午後は1時15分から3時30分までとなります。日曜日の申告相談の日程は申告会場ごとに異なりますので「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

■申告相談時に必要な物

申告に必要な物	農業申告に必要な物
○税務署から確定申告書が送付されている場合は、その用紙	○農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類)
○申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印	○収支を記載した関係帳簿、領収書など
○事業所得者(営業・農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など	○各種農業関係補助金などの証明書
○給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票(原本)	○農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
○医療費控除を受けるときは、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書(事前に計算をしておいてください)	○自家消費の農産物(米、野菜)の数量、金額
○社会保険料控除(国民健康保険税、国民年金など)を受けるときは、領収証書、証明書(国民年金の場合は、日本年金機構からの控除証明書が必要です)	○農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
○障害者認定されている人で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳	○肉用牛を販売したときは、出荷実績一覧書・売却証明書と経費が分かる書類
○要介護認定されている人で障害者控除を受けるときは「障害者控除対象者認定書」	
○生命保険料控除、地震保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書	
○住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受けるときは、住宅借入金の年末残高等証明書、住宅借入金等特別控除申告書、源泉徴収票(給与所得の人)	
○その他、収入と経費が分かる書類	

※待ち時間の短縮のため、事業所得や不動産所得などの各種経費、医療費などは事前に計算し領収書などを持参してください。

◆税務署からのお知らせ◆

●所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに。

【申告書作成会場】佐沼税務署(1階会議室)

【会場開設日】2月2日(月)～3月16日(月)

【開設時間】午前9時～午後5時

※土・日曜・祝日は開設していません。会場では「手引き」や「パソコン」を利用して、自分で申告書などの書類を作成してください。

●申告相談のご来場はお早め。

①3月は混雑します。比較的空いている2月に「来場ください」。

②午後3時以降は混雑しがちです。早めの時間帯に「来場ください」。

③混雑緩和のため、複雑な計算などが必要とする人には、早めの手続きをお願いしています。次に該当する人は2月13日(金)まで来場するようお願いいたします。

▼東日本大震災で住宅や家財など被害を受け、雑損控除の申告手続きが済んでいない人

▼雑損控除を申告済みで、平成25年分の所得金額から引ききれない損失(繰越損失)が

あった人▼平成26年中に住宅ローンなどでマイホームを新築、購入、増改築などした人で、一定の要件に当てはまり所得税の税額控除を受けられる人

●個人事業者の平成26年分消費税確定申告

平成26年4月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率は8%です。平成26年分(平成26年4月1日を含む課税期間)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などで課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ(<http://www.rta.go.jp>)をご覧ください。

【問い合わせ】佐沼税務署
☎0220(22)2501

税務署に行かずネットで申告

e-Taxならネットで確定申告ができます



緊急情報伝達訓練の再訓練を実施します

2月20日(金) 午後2時15分頃

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を活用した情報伝達訓練を平成26年11月28日に実施しました。しかし、情報伝達手段のうちコミュニティFM放送が流れない不具合が生じたため、再度、情報伝達訓練を実施します。



※ Jアラートとは、国から配信される情報伝達システムです。弾道ミサイルの発射や航空攻撃情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を、人工衛星などを利用して市町村の防災行政無線などを自動で起動し伝達します。

【問い合わせ】総務部防災課 ☎0220(22)2130

人権擁護委員に千葉勝博さんが新任

千葉勝博さん(登米町)が1月1日付で法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。

人権擁護委員は私たちのまちの身近な相談パートナーです。毎日の生活を営んでいく上で、これは「人権問題ではないか」と思ったときや「法律が分からないので困っている」ときは、一人で悩まずご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

【問い合わせ】仙台法務局登米支局 ☎0220(52)2070

軽自動車の各種手続きや車検はお早めに

毎年3月は名義変更、廃車などの各種手続きや検査申請が集中し、大変混雑します。特に週末や中旬以降に集中するため、長時間お待ちいただく場合がありますので、これらの手続きは早めに済ませるようご協力をお願いします。



【窓口の受付時間】午前8時45分～11時45分、午後1時～4時(土・日曜・祝日を除く)

【問い合わせ】軽自動車検査協会宮城主管事務所
☎050(3816)1830